



魚津市での 新婚生活を応援します！



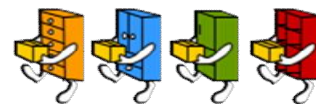
令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に
婚姻届を提出し受理された夫婦が対象です。



対象費用

新婚世帯の新生活に伴う費用を補助します。

- 住宅賃貸借初期費用
(敷金・礼金・共益費・仲介手数料)
- 引越費用
(引越業者、運送業者に支払った費用)



対象世帯

- ①婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下の世帯
- ②世帯全員の合計所得金額が500万円未満の世帯
- ③魚津市内の民間賃貸住宅に住所を有する世帯



詳しくはこちら

補助金額

最大30万円 (賃貸借初期費用と引越費用の合算)

支払対象期間 & 申請期限

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払った費用が
対象となります。申請期限は令和9年3月31日まで。

詳しくは裏面をご確認ください



対象世帯



※全てに当てはまる世帯が対象となります

- 令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻し、婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- 市内の民間賃貸住宅に住所登録をしていること。
- 申請日時点での直近の年の所得証明書における世帯全員の合計所得金額が500万円未満であること。
- 表のうちいずれかの講座等を受講していること。

ライフデザイン支援講座	プレコンセプションケアに関する講座
医療機関への妊娠・出産に係る相談	共家事・子育て講座

- 申請日以降も継続して3年以上本市に定住する意思があること。
- 夫婦または夫婦の一方が過去に結婚新生活支援補助金の交付を受けていないことかつ国及び地方公共団体から同様の補助を受けていないこと。
- 市税等を滞納していないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。



提出書類



- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 住民票（申請日を含め1週間以内のもの）
- 婚姻届の受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 世帯全員の所得証明書（申請日時点で交付の受けることができる直近の年のもの）
- 賃貸借契約書の写し
- 誓約書（様式第2号）
- 住居費及び引越費用に係る領収書の写し
- その他



問合せ先・提出先



魚津市 企画広報室 移住・定住推進係

〒937-8555 魚津市釈迦堂1丁目10番1号（魚津市役所2階）

TEL：0765-23-1095 Mail：teiju@city.uozu.lg.jp